



原産地規則を正しく理解していますか？

～経済連携協定（EPA）を活用するために～

税関では、原産地規則を正しく理解し、適正な輸入申告を行っていただくために、各種資料を作成し、税関ホームページの「原産地規則ポータル」に掲載しております。ぜひ御活用ください。

○「原産地規則ポータル」の掲載資料例

- [「原産地規則の概要」](#)
- [「我が国の原産地規則～EPA 原産地規則（詳細）～」](#)

なお、基礎的な内容を御理解いただいた上で、より深い学習を目的とした原産地規則に係る説明会等(※)について相談がありましたら、お気軽に御連絡ください。

※ 個社単位ではお断りしておりますが、関連会社等と合同で開催される場合は受け付けております。

<連絡先>

東京税関業務部総括原産地調査官部門

TEL：03-3456-2171

E-mail：tyo-gyomu-roo-center@customs.go.jp

原産地規則ポータル

検索

<http://www.customs.go.jp/roo/index.htm>